

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

公開質問状に対する回答を受けた再質問及び当方の意見

令和5年9月1日

公益財団法人どうぶつ基金 理事長 佐上邦久

福岡大学教授 山崎好裕

特定非営利活動法人 SCAT 代表 山崎祥恵

弁護士 朝隈朱絵

公開質問状に対する貴県の回答を受け、再度、質問をするとともに、当方の意見を述べます。これに対するご回答、ご意見をお聞かせください。

第1 再質問

I-1 について

- ① 飼主のいない猫を巡る問題には、①糞尿・鳴き声による生活環境被害と、②猫の繁殖による致死処分数の増加の2つの問題があるとのことご認識であり、繁殖制限を行うことは②に対しては有効な対策であるとお考えとのことでした。

この点、当方としては、繁殖制限を行うことは、飼主のいない猫の数の減少につながるため、①に対しても有効な対策であると考えます。

貴県は、繁殖制限を行うことが①に対しても有効な対策であると考えますか。考えない場合はその理由もあわせて教えてください。

- ② I-1-(3)の回答については、「手術対象の拡大をする予定がない理由」という質問に対する回答になっていません。

貴県は上記①に対する対策として地域猫活動が有効であると考えているとの

ことですが、地域猫活動を行うことが繁殖制限を行うことを否定する理由にはなりません。

飼主のいない猫には、地域猫の認定を受けている猫よりも、地域猫の認定に至らない猫（以下、「地域猫未満の猫」と言います）の方が圧倒的に多いのが現状であり、貴県の指摘する①②の問題についても、地域猫未満の猫によるものの方がはるかに多いです。地域猫活動と繁殖制限は両立し得るものであり、むしろ、並行して進めていかなければ、飼主のいない猫の数は急増して、貴県の指摘する①②の問題はより深刻化していくこととなると考えます。

以上の当方の意見に対する貴県のご意見と共に、改めて、手術範囲の拡大をする予定がない理由を教えてください。

I-2 について

③ I-2-(1)の質問は、手術の範囲を拡大する予定があるかという質問ではなく、手術の範囲を拡大する必要があると考えているかという質問です。

再度、I-2（(1)～(3)まで）に対してご回答ください。

I-4 について

④ I-4-(1)の質問は、「地域猫制度のみで足りると考えていますか」というものです（地域猫活動に取り組みますかという質問や、地域猫活動に取り組む理由を問う質問ではありません）。再度、I-4（(1)～(3)）にご回答ください。

II-1 について

⑤ II-1-(2)の回答の趣旨の解釈が困難です。現在の保険所勤務獣医師の

人数ではマンパワーが足りないということでしょうか。

保険所勤務の獣医師が実費のみで手術をした場合、1頭当たり約1600円と、雄でも現在の10分の1、雌では16分の1の費用で手術をすることが可能であり、同じ予算でも現在より圧倒的に多くの頭数を手術することが可能となります。このことを前提とすれば、限られた予算を効率よく使い、より多くの頭数の手術を実施するためには、外部の獣医師に委託するのではなく、保健所勤務獣医師が手術を行うべきであることは明らかです。

II-1-(2)の質問について、保健所勤務獣医師が手術を行う必要は認識しているがマンパワー不足等の理由でその実現が困難であるからなのか、それとも、そもそも保健所勤務獣医師が手術を行う必要性を認識していないからなのか、その理由と共に改めてご回答ください。

- ⑥ II-1-(4)は、質問に対する回答になっていないため、改めてご回答ください。また、同回答を踏まえると、委託先の獣医師には、獣医師会に所属していない獣医師はいないという理解でいいのでしょうか。

第2 当方の意見

1 はじめに

本年3月29日の説明及び今回の公開質問状に対する回答によれば、貴県は、飼主のいない猫への対策は、地域猫制度によることとし、繁殖制限については手術範囲の拡大等の注力をする予定はないとのことでした。

しかし、以下の理由により、飼主のいない猫への対策としては、繁殖制限を行うことが有用かつ不可欠です。

2 飼主のいない猫への対策として繁殖制限が有用かつ不可欠であること

(1) 所有者に繁殖制限の努力義務があることとの比較

まず、飼主のいる猫については、所有者が繁殖に関する適切な措置を講ずることが努力義務とされている（動物愛護管理法第7条第5項）と共に、都道府県もこうした措置が適切になされるように指導助言することとされています。これは、繁殖制限をしなければ繁殖を繰り返し、管理できないほどの頭数まで増加してしまい、多頭飼育崩壊等に陥るため、これを防ぐためです。このことは、飼主のいない猫についても当然に当てはまり、繁殖制限により頭数が増加することを防ぐ必要があります。

(2) 動物愛護管理基本指針

貴県の挙げる環境省の示した動物愛護管理基本指針にも、周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止について、講ずべき施策として、「飼主のいない猫への不妊去勢手術の徹底」「所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること」と明記されています（同指針7頁）。

(3) 住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン

また、同じく、環境省の示した住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインにおいても、「殺処分される猫のほとんどは、不妊去勢手術をされていないために生まれた、生まれて間もない子猫です。」（16頁）と、飼主のいない猫の不妊去勢手術の必要性を指摘しており、不妊去勢手術を徹底することの重要性を強調しています。

(4) 福岡県動物愛護推進計画（第3次）

さらに、福岡県動物愛護推進計画（第3次）においては、貴県自らが、周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止についての課題として、「所有者のいない猫による苦情を減少させる取組を行う必要があります。」（13頁）と指摘し、現状として、「所有者のいない猫対策として、「地域猫活動」を推進するとともに、一部の市町村において不妊去勢手術費用の助成が行われて

おり、所有者のいない猫の引取頭数は、近年減少しています。」(12頁)として、地域猫制度のみならず、不妊去勢手術費用の助成が所有者のいない猫の頭数減少に資していることを述べています。

(5) 飼い主のいない猫の繁殖制限について(環境省中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方小委員会第19回議事資料7)

環境省中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方小委員会第19回議事の資料である「飼い主のいない猫の繁殖制限について」においても、飼主がいない猫問題への対策の内、顕著な改善が見られた事案で特に有用であった対策として、多くの自治体が、不妊去勢手術等の繁殖制限を挙げています。さらに、不妊去勢手術などへの助成金制度を実施した全ての自治体が、同制度が有用であったと評価しています。

(6) 環境省中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方小委員会第19回議事録

上記審議会議事録において、出席委員から、行政に持ち込まれる猫のうち70%は飼い主不明の猫で、そのうち子猫の殺処分率が84%、つまり、行政が殺処分している猫のうち半分以上が飼い主のいない子猫であるということになる、とすれば、この子猫の数を減らせば、自治体の殺処分率は大幅に減っていく、との指摘がなされています。その上で、同委員は、「飼い主のいない愛護動物について、どうするかという規定を考える時期が来ているのではないかと思います。」と述べ、繁殖制限を含めた飼い主のいない猫への対策の必要性を指摘しています。

(7) 小括

以上のように、飼主のいない猫への対策としては繁殖制限を行うことが有用かつ不可欠であることは争いがなく、ここで貴県と議論するまでもありません。

3 まとめ

このことを前提に福岡県の現状を見ると、令和3年度の県の助成による手術実績は、わずか240頭とのことです。

貴県は飼い主のいない猫についての苦情を減少する必要性を認識しており、また、どうぶつ基金への手術の要請が年間8000頭を超えているという現状において、現在の手術頭数では全く足りていないのは明らかです。

手術範囲を拡大する必要があるかという初歩的かつ明らかなレベルの議論に時間を費消するのではなく、手術範囲を拡大するための人的物的資源、予算の確保等の方法についての議論に進むことを強く願います。

以 上